

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画において示された基本的な方針と政策対応を実現するため、早期に実効性ある施策を講じること。

2. 再生可能エネルギー等の活用に係る支援

地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置を拡充するとともに、発電事業者の参入を促すため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化の推進や、バイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。

3. 太陽光発電設備廃棄対策等

(1) 太陽光発電設備の設置に当たっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。

特に、太陽光発電設備の撤去・廃棄に当たっては、発電事業者による廃棄費用の積立を担保する制度を構築するなど、発電事業終了後に適切な設備廃棄が行われる環境を整備すること。

(2) 大規模太陽光発電施設については、環境アセスメントの対象事業への追加または森林法による規制の強化、都市計画法及び森林法に基づく開発行為の対象とするなど、関連法令を整備すること。

4. 安定したエネルギー供給体制の構築

(1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靭化を図ること。

(2) 大規模自然災害に備え、災害発生時において、石油等の供給が遅延しな

いよう自家発電機を備えたサービスステーションの整備を推進するなど災害対応能力を強化すること。

5. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6. 亜炭廃坑及び廃止石油行為への対策

- (1) 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険箇所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 廃止石油坑井封鎖事業については、国の責任において封鎖工事を実施すること。

7. 再生可能エネルギーの地産地消の担い手として期待される自治体新電力が、十分な電源を確保し、安定的な事業運営ができるよう財政措置を含めた支援を行うこと。

8. コンビナート地域の立地企業の保安業務の効率化・高度化向け、最新 IoT技術を活用した運転管理及び設備管理を推進するとともに、高圧ガス保安法などを地域の実情に応じて柔軟に運用すること。

また、プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン及びプラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドラインの充実について検討するとともに、更なる周知を図ること。